

都道府県等においては、本事務連絡等に基づき、催物の開催制限について、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和３年６月３０日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

催物の開催に係る事前相談等の際の
フォーマット等について

令和３年６月１７日付け事務連絡「基本的対象方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」１．（５）⑥（Ⅱ）アにおいて、「ＨＰ等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。関係各府省庁及び各都道府県との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。」としたところ、別添１のとおり催物の開催に係る事前相談の際のフォーマット等を作成したため、各都道府県において、適宜追記・修正の上、ＨＰ等に掲載・公表されたい。

また、同事務連絡１．（５）⑥（Ⅱ）アにおいて、「主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設けること（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、各都道府県の窓口一覧を作成する）。」としたところ、別添２のとおり窓口一覧を作成したため、併せてＨＰ等に掲載・公表されたい。

催物の開催に係る事前相談 目次

第1版 令和3年6月〇日公開
〇〇県

STEP 1 事前相談 の可否

参加者が1,000人を超える催物 又は
全国的・広域的な移動を伴う催物
ですか



1. に該当
P. 2を参照

はい

いいえ

STEP 2 業種別 ガイド ライン

催物を開催するに当たり、参照する
業種別ガイドラインは、令和2年9月
以降に改訂されていますか



2. に該当
P. 5を参照

はい

いいえ／ガイドラインがない

STEP 3 位置固定 行動管理

参加者の位置が固定されているか、
入退場や区域内の適切な行動が
確保できる催物ですか



3. に該当
P. 6を参照

はい

いいえ

STEP 4 収容率 上限

収容率上限は収容定員の100%（収容
定員がない場合は密にならない程度の距離）が
適切だと考えますか



4. に該当
P. 7を参照

はい

いいえ、50%上限でよい

STEP 5 特に確認 する必要

大声・歓声等の有無について、
「特に確認が必要」（※）と判断を
されていますか （※P. 9を参照）



5. に該当
P. 8を参照

はい

いいえ

疎明資料 結果報告 が必要

収容率上限を収容定員の100%と
するためには、実績疎明資料や結果
報告が必要です



6. に該当
P. 10を参照

1. 事前相談対象外の催物：概論

対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

※参加者が1,000人以下であって、全国的・広域的な移動を伴わない場合は事前相談不要
ただし、次頁のとおり、**チェックリスト・実績報告等の公表**が必要な場合あり。

パターン1：令和2年9月以降改訂のガイドラインがない場合

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人(→全員の参加が可能)	

- 必要な準備等
特になし

パターン2：令和2年9月以降改訂のガイドラインがある場合

国の目安(※)	大声・歓声等なし		大声・歓声等あり	
	収容定員 あり	収容定員 なし	収容定員 あり	収容定員 なし
収容率	100% 以内	密にならない程度 の間隔	50% 以内	十分な 人と人との 間隔 (1m)
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方 (→全員の参加が可能)			

- 必要な準備等
- ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
 - ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等(次ページ参照)

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

1. 事前相談対象外の催物：公表等①

公表等が必要な資料

【原則】

→下記資料をHP・SNS等で公表等してください(別紙3の*項目は適宜)。

●チェックリスト 別紙1 (注1)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、別紙2・3を併用し、大声・歓声等がないことを公表してください。

●実績疎明資料 別紙2

●結果報告資料(※) 別紙3

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注2)

【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、
別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

(注1)「大声・歓声等なし」の催物でも、従来、感染防止の取組(業種別ガイドラインに従った取組を行う旨)のHP等による公表が必要とされているところ、別紙1 チェックリストもご活用ください。

(注2)主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、都道府県等、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

1. 事前相談対象外の催物：公表等②

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないことになります。

2. 令和2年9月以降改訂の 業種別ガイドラインがない場合

対象

- ・ 令和2年9月以降改訂の
業種別ガイドラインがない催物

○基準

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人	

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の○週間前までに、下記資料を、都道府県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

3. 参加者の位置固定がされず、 行動管理が確保されていない場合

対象

- ・参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

○基準

国の目安(※)

間隔の維持が可能

間隔の維持が困難

取扱い

十分な
人と人との間隔
(1 m)

開催について
慎重に判断

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の○週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

4. 主催者等が、収容率について、 50%上限が適切だと考える場合

対象

- 主催者等が、収容率については、50%上限が適切だと考える催物

○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	50%以内	十分な 人と人との間隔 (1 m)
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方	

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の○週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

○基準

国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の○週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、
「特に確認が必要」と判断をされて
いない催物

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないことになります。

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない 程度の間隔
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方	

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

○必要な準備等

【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の○週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1
- 実績疎明資料 別紙 2 及び 映像・音声等データ*

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

【開催後】

催物開催後、主催者等は、2週間後～3週間後の間に、下記資料を都道府県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

● 結果報告資料 別紙3 及び 映像・音声等データ*

*例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

*都道府県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。

感染防止策チェックリスト

別紙 1

STEP 1

催物の 情報

本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報
をご登録ください。

※催物のチラシや計画書等（既存資料）を併せてご提出ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。

開催会場

会場所在地

収容定員

☐

人

☐

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

☐

収容定員の
100%以内

☐

密にならない
程度の間隔

☐

収容定員の
50%以内

☐

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

主催者
連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

開催案内等
のURL

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク常時 着用の奨励

☐ マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う

大声を 出さない ことの奨励

☐ 大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等を行う

☐ スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する

手洗 手指消毒

☐ こまめな手洗を奨励する
アルコール等の手指消毒液を設置する

消毒の 徹底

☐ 施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）をこまめに消毒する

換気 保湿

☐ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気を行う
・ 1時間に2回以上、1回に5分以上
・ 室温が下がらない範囲で常時窓開け 等

☐ 乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿する。

密集の回避

☐ 時間差入退場等により、入退場時の密集を回避する

☐ 人員の配置、導線の確保等の体制を構築し、休憩時間や待合場所での密集も回避する

☐ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

身体的距離 の確保

☐ 大声を伴う可能性のある催物では隣席との身体的距離を確保する
・同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける

☐ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する

☐ 足型マークの設置、誘導員の配置、等により、混雑時でも密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）を確保する

飲食の制限

☐ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する

☐ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する

☐ 過度な飲酒の自粛呼びかけを行う

参加者の 制限

☐ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する
※発熱者・有症状者の入場は断る等のルールを開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

参加者の 把握

☐ 可能な限り事前予約制とし、あるいは入場時に連絡先を把握する

☐ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを奨励する
・アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する
・携帯電話の利用を抑える場面では、「電源及びBluetoothをONにした上でマナーモード」にすることを推奨する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

演者・選手 等の 行動管理

- ☐ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控える
- ☐ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる
- ☐ 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する
・演者間の適切な距離確保、換気等の対策実施

催物 前後の 行動管理

- ☐ イベント前後の感染防止の注意喚起を行う
・直行・直帰の呼びかけ
・「5つの場面」の注意喚起
・業種別ガイドライン遵守店舗の利用呼びかけ等
- ☐ 交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起を行う
・セカンドアクセスの呼びかけ、交通機関との連携による混雑回避の検討
・規模に応じた規制入退場の実施（開演時間の前倒し、規制退場等）の検討
・可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進等

ガイド ライン遵守 の旨の公表

- ☐ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する

感染防止策チェックリスト

STEP 3

徹底的な 感染防止

食事を伴わない場合で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たす必要があります。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク着用
大声を出さ
ないこと
の担保



マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率100%を担保する



担保のための確実な措置を講じる

- ・ 常時監視のための人員配置
- ・ デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等

感染防止策チェックリスト

STEP 4

映画館等の場合

映画館等（食事を伴うものの発声がない場合）で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」「徹底的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です（事前相談不要の場合は記入不要です）。

※「発声がない」とは、イベント中の会話・発言、歓声等がない場合を指します。
映像に常時注目し、小声を出すことを含め、発声がマナー違反とされる映画上映と同様の条件が担保される必要があります。

食事時以外のマスク着用担保

☐ 催物前に食事以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知する

☐ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る

十分な換気

☐ 以下の基準を確保する
・二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ二酸化炭素濃度計等で当該基準を遵守していることが確認できる
・機械式換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されている
（野外的場合は確認を要しない）

追加的な飲食対策措置

☐ 発声が想定される場面（休憩時・催物前後）の観客席等での飲食を禁止する

☐ 長時間の飲食が想定されうる場合には、マスクを外す場面をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努める

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

感染防止策チェックリスト

STEP 5

野外 フェス等 の場合

全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の場合には、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

追加的な 身体的距離 の確保措置

☐ 誘導員の配置等により、移動時の適切な身体的距離を確保する

☐ ・催物中の区画あたりの人数制限
・ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
等を行う

追加的な 密集の回避 措置

☐ 混雑状況のモニタリング・発信等を行う

感染防止策チェックリスト

STEP 6

チェック
項目を
満たさな
い場合

STEP 2～5 の各チェック項目を満たさない場合には、
下記に、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、
問題がないと考えられる事由をご記入ください。

例) 屋外のため、換気は不要と考える

チェック
項目を
満たさない
場合でも、

感染防止
対策上、
問題がない
と考える
事由

必要な実績疎明資料の判定

別紙 2

STEP 1 出演者等 の実績

催物の出演者・チームについて、
それぞれ過去の催物の音声又は
動画はありますか

当該データ
をご提出
ください
(※)

☐ いいえ

☐ はい

STEP 2 主催者等 の実績

催物の主催者等について、過去に
大声・歓声等なしの催物を開催したことは
ありますか

☐ はい

- ①当該類似の催物の音声又は動画データ (※)
 - ②来場者層の類似性の説明 (P. 2～3)
 - ③当該類似の催物と同種対策を講じることを示す
計画書 (主催者等作成書類、形式不問)
- の3種類の資料をご提出ください

☐ いいえ

収容率の 目安

収容率の上限は、50%以内で催物を開催して
ください

※実績疎明資料のご提出は不要です

→次ページ以降に資料フォーマット有

※事前相談不要の場合は、都道府県へのデータの提出やHP等での公表は不要です。
また、事前相談を行う場合で、開催地の都道府県に対して、過去に結果報告資料
としてデータをご提出いただいたことがある場合は、その旨を都道府県にご連絡
ください。

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の 催物の 情報

過去1年以内に大声・歓声等なしで開催した催物の情報をご記入ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

開催会場

会場所在地

収容定員

☐

人

☐

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

☐

収容定員の
100%以内

☐

密にならない
程度の間隔

☐

収容定員の
50%以内

☐

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数
(実績)

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の
催物との
類似性

過去 1 年以内に大声・歓声等なしで開催した催物との類似性をご記入ください。

今回の催物

過去の催物

催物の
類型

例：
音楽ジャンル
興行区分
地域性
季節性

来場者の
類型

例：
年齢層
男女
地域性
季節性

その他
類似性を
基礎づける
事情

例：
開催規模

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の 催物の 情報

過去 1 年以内に大声・歓声等なしで開催した催物の情報をご記入ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

開催会場

会場所在地

収容定員

☐

人

☐

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

☐

収容定員の
100%以内

☐

密にならない
程度の間隔

☐

収容定員の
50%以内

☐

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数
(実績)

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

催物結果報告フォーム

別紙 3

○催物の情報（公表する場合、*については適宜）

開催日時	
催物の類型	
都道府県	
都道府県コード	
開催会場（名前）	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“－”を入力）	
出演者、チーム	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者の参加	
感染者数	
疑われる感染の態様	
考えられる感染の原因	
※催物自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○大声・歓声等の発生

主催者等の制止ができる程度の 大声・歓声等の発生	
主催者等の制止ができない程度の 大声・歓声等の発生	
大声・歓声等の発生回数・発生した原因	
主催者等の制止ができなかった原因	
今後の改善策（具体的行動、スケジュール）	

○感染防止策不徹底

感染防止策不徹底	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策（具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、催物開催の目安設定・事前相談等の際の判断の参考とさせていただきます。

都道府県事前相談窓口		
都道府県コード		相談窓口
1	北海道	■事前相談窓口：北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室 総括・広報班 ■メールアドレス：seisaku.shingi2@pref.hokkaido.lg.jp ■ホームページ：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/event_zhizensoudan.htm ■電話番号：011-231-4111 ■住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室 総括・広報班)
2	青森県	■事前相談窓口：青森県新型コロナウイルス危機対策本部統括調整部 ■メールアドレス：aomorikentaisakuhonbu@pref.aomori.lg.jp ■電話番号：017-734-9088 ■住所：青森県青森市長島1丁目1-1 青森県庁危機管理局防災危機管理課
3	岩手県	■事前相談窓口：岩手県復興防災部復興危機管理室 ■メールアドレス：AJ0008@pref.iwate.jp ■HP：https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1030432.html ■電話番号：019-629-6925 ■住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県復興防災部復興危機管理室
4	宮城県	■事前相談窓口：宮城県復興・危機管理総務課 ■メールアドレス：fkikim@pref.miyagi.lg.jp ■電話番号：022-211-2382 ■住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁復興・危機管理総務課
5	秋田県	■事前相談窓口：秋田県総務部総務課 ■メールアドレス：Soumuka@pref.akita.lg.jp (参考) HP：https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51207 ■電話番号：018-860-1054 ■住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
6	山形県	■事前相談窓口：山形県防災危機管理課 ■メールアドレス：ykikikanri@pref.yamagata.lg.jp ■電話番号：023-630-2452 ■住所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 山形県防災危機管理課
7	福島県	■事前相談窓口：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班 ■メールアドレス：corona-event@pref.fukushima.lg.jp (参考) HP：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html ■電話番号：024-521-8644 ■住所：960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班
8	茨城県	■事前相談窓口：茨城県防災・危機管理課 ■メールアドレス：kikikanri01@pref.ibaraki.lg.jp ■電話番号：029-301-5977 ■住所：茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県県庁防災・危機管理課
9	栃木県	■事前相談窓口：栃木県保健福祉部感染症対策課 ■メールアドレス：shakai-honbu001@pref.tochigi.lg.jp ■電話番号：028-623-3125 ■住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県保健福祉部感染症対策課

10	群馬県	■事前相談窓口：群馬県総務部危機管理課 ■メールアドレス：corona-honbu@pref.gunma.lg.jp ■電話番号：027-226-2420 ■住所：群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁危機管理課
11	埼玉県	■事前相談窓口：埼玉県新型コロナウイルス対策本部統括部 イベント施設班 ■メールアドレス：a3115-11@pref.saitama.lg.jp ■電話番号：048-830-8141（緊急事態措置相談センター） ■住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 危機管理防災センター
12	千葉県	■事前相談窓口：千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 特措法協力要請電話相談窓口 ■メールアドレス：honbu04@mz.pref.chiba.lg.jp ■HP：https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html ■電話番号：043-223-4318 ■住所：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 特措法協力要請電話相談窓口
13	東京都	■事前相談窓口：東京都総務局総合防災部防災管理課 ■メールアドレス：S0031507a@section.metro.tokyo.jp ■電話番号：03-5388-0567 ※催物の事前相談だけでなく、コロナ対策全般の相談窓口 ■住所：東京都総務局総合防災部防災管理課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
14	神奈川県	■事前相談窓口：神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 ■メールアドレス：※内容により窓口が異なるため、まずはお電話ください。 ■電話番号：045-210-3425 ■住所：神奈川県横浜市中区日本大通1
15	新潟県	■事前相談窓口：新潟県防災局危機対策課 ■メールアドレス：ngt130040@pref.niigata.lg.jp ■電話番号：025-282-1636 ■住所：新潟県新潟市中央区新光町4-1 新潟県庁防災局危機対策課
16	富山県	■事前相談窓口：富山県感染症対策課 ■メールアドレス：akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp ■電話番号：076-444-2176
17	石川県	■事前相談窓口：石川県総務部行政経営課 ■メールアドレス：gyoukaku@pref.ishikawa.lg.jp ■電話番号：076-225-1246 ■住所：石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部行政経営課
18	福井県	■事前相談窓口：保健予防課新型コロナウイルス感染拡大防止対策チーム ■メールアドレス：hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp （参考）https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/daikiboibent.html ■電話番号：0776-20-0771 ■住所：福井市大手3丁目17-1
19	山梨県	■事前相談窓口：山梨県知事直轄組織感染症対策グループ ■メールアドレス：kansensho@pref.yamanashi.lg.jp ■電話番号：055-223-1321 ■住所：山梨県甲府市丸の内1-6-1山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

20	長野県	■事前相談窓口：長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室 ■メールアドレス：corona-taisaku@pref.nagano.lg.jp (事前相談案内URL) https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html ■電話番号：026-232-0111 (内線4703) ■住所：長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室
21	岐阜県	■事前相談窓口：岐阜県健康福祉部感染症対策調整課 ■メールアドレス：corona-event@govt.pref.gifu.jp ■電話番号：058-272-1111 (内線：4993・4994) ■住所：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部感染症対策調整課
22	静岡県	■事前相談窓口：静岡県危機管理部危機政策課 ※内容によって、窓口が異なる場合があります。 ■メールアドレス：boukei@pref.shizuoka.lg.jp ■電話番号：054-221-3512 ■住所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
23	愛知県	■事前相談窓口：愛知県防災安全局防災部防災危機管理課啓発グループ ■メールアドレス：bosai@pref.aichi.lg.jp ■HP：https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/jizensoudan.html ■電話番号：052-954-6190 ■住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
24	三重県	■事前相談窓口：三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 ■メールアドレス：kansenta@pref.mie.lg.jp ■電話番号：059-224-2352 ■住所：三重県津市広明町13 三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 総合対策G
25	滋賀県	■事前相談窓口：滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター ■メールアドレス：as00corona@pref.shiga.lg.jp ■HP：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/313183.html ■電話番号：077-528-1344 ■住所：滋賀県大津市京町4丁目1-1 滋賀県庁防災危機管理局内 (イベント事前相談窓口)
26	京都府	■事前相談窓口：京都府新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム ■メールアドレス：corona@pref.kyoto.lg.jp ■電話番号：075-414-5658 ■住所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
27	大阪府	■事前相談窓口：大阪府 危機管理室災害対策課 ■メールアドレス：kikikanri-g13@sbox.pref.osaka.lg.jp ■電話番号：06-4397-3293 ■住所：大阪府大阪市中央区大手前3丁目1-43 大阪府新別館北館1階 なお、https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.htmlにて、直近の事務連絡に沿った事前相談表の公表を予定しています。
28	兵庫県	■事前相談窓口：兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 (兵庫県災害対策課) ■メールアドレス：saitai@pref.hyogo.lg.jp ■電話番号：078-362-9833 ■住所：神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁 災害対策課

29	奈良県	■事前相談窓口：奈良県防災統括室 ■メールアドレス：bosai@office.pref.nara.lg.jp ■電話番号：0742-27-7006 ■住所：奈良県奈良市登大路町30 奈良県庁防災統括室
30	和歌山県	■事前相談窓口：和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 ■メールアドレス：e0119001@pref.wakayama.lg.jp ■HP：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207859.html ■電話番号：073-441-2261 ■住所：和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県危機管理局災害対策課
31	鳥取県	■事前相談窓口：鳥取県くらしの安心推進課 ■メールアドレス：kurashi@pref.tottori.lg.jp ■電話番号：0857-26-7284 ■住所：鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁くらしの安心推進課
32	島根県	■事前相談窓口：島根県防災部防災危機管理課 ■メールアドレス：event-shimane@pref.shimane.lg.jp ■HP：https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/event.html ■電話番号：0852-22-6486 ■住所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁防災部防災危機管理課
33	岡山県	■事前相談窓口：岡山県保健福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室 総合調整グループ ■メールアドレス：coronamail@pref.okayama.jp ■HP：https://www.pref.okayama.jp/page/676051.html ■電話番号：086-224-2111 ■住所：岡山市岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁保健福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室
34	広島県	■事前相談窓口：広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当 ■メールアドレス：covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp ■電話番号：082-513-2846 ■住所：広島県広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当
35	山口県	■事前相談窓口：山口県総務部防災危機管理課 ■メールアドレス：ncorona-bosai@pref.yamaguchi.lg.jp ■電話番号：083-933-2492 ■住所：山口県山口市滝町1番1号 山口県総務部防災危機管理課
36	徳島県	■事前相談窓口：徳島県危機管理政策課 ■メールアドレス：kikikanriseisakuka@pref.tokushima.jp ■電話番号：088-621-2708 ■住所：徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁危機管理政策課

37	香川県	■事前相談窓口：香川県 ■住所：〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号 ●コンサート等 香川県 文化芸術局 文化振興課 メールアドレス bunka@pref.kagawa.lg.jp 電話番号 087-832-3784 ●展示会等 香川県 商工労働部 経営支援課 メールアドレス keiei@pref.kagawa.lg.jp 電話番号 087-832-3339 ●プロスポーツ等 香川県 交流推進部 交流推進課 メールアドレス kouryu@pref.kagawa.lg.jp 電話番号 087-832-3055 ●その他 香川県 政策部 政策課 メールアドレス seisaku@pref.kagawa.lg.jp 電話番号 087-832-3126
38	愛媛県	■事前相談窓口：愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部（保健福祉課） ■メールアドレス：hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp ■HP：http://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html#event ■電話番号：089-968-2419（平日9：00～17：00） ■住所：愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

39	高知県	■事前相談窓口：高知県危機管理部危機管理・防災課 ■メールアドレス：010101@ken.pref.kochi.lg.jp ■電話番号：088-823-9311 ■住所：高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県県庁危機管理部危機管理・防災課
40	福岡県	■事前相談窓口：福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局まん延防止班 ■メールアドレス：corona-ma001@pref.fukuoka.lg.jp ■電話番号：092-643-3342 ■住所：福岡県博多区東公園7-7
41	佐賀県	■事前相談窓口：佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 ■メールアドレス：event-soudan@pref.saga.lg.jp ■HP：https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00381118/index.html ■電話番号：0952-25-7008 ■住所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
42	長崎県	■事前相談窓口：長崎県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 ■メールアドレス：corona-taisaku@pref.nagasaki.lg.jp ■電話番号：095-894-3191 ■住所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県庁新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
43	熊本県	■事前相談窓口：熊本県健康福祉部健康危機管理課 ■メールアドレス：kenkoukiki@pref.kumamoto.lg.jp ■HP：https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/96627.html ■電話番号：096-333-2239 ■住所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県健康福祉部健康危機管理課
44	大分県	■事前相談窓口：大分県感染症対策課 ■メールアドレス：a12380@pref.oita.lg.jp ■電話番号：097-506-2778 ■住所：大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県県庁感染症対策課
45	宮崎県	■事前相談窓口：宮崎県健康増進課感染症対策室 ■メールアドレス：kansensho-taisaku@pref.miyazaki.lg.jp ■電話番号：0985-44-2690 ■住所：宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
46	鹿児島県	■事前相談窓口：鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策室 ■メールアドレス：corona-sogo@pref.kagoshima.lg.jp ■電話番号：099-286-5280 ■住所：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁新型コロナウイルス感染症対策室

47	沖縄県	■事前相談窓口 ○知事公室 秘書課 メール aa001007@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2080 ■住所：〒900-8570沖縄県那覇市泉崎1-2-2 ○総務部 総務私学課 メール aa002003@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2074 ○企画部 企画調整課 メール aa010006@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2026 ○環境部 環境政策課 メール aa025003@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2183 ○こども生活福祉部 福祉政策課 メール aa030100@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2164 ○保健医療部 保健医療総務課 メール aa023001@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2169 ○農林水産部 農林水産総務課 メール aa040002@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2254 ○商工労働部 産業政策課 メール aa055204@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2330 ○文化観光スポーツ部 観光政策課 メール aa081100@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2763 ○土木建築部 土木総務課 メール aa060003@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2384 ○出納事務局 会計課 メール aa100005@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2471 ○教育庁 総務課 メール ab310000@pref.okinawa.lg.jp TEL: 098-866-2705
----	-----	--

関係各府省庁窓口	
催物	担当府省庁窓口
音楽コンサート (ロックコンサート、ポップコンサート)	●経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課 電話：03-3501-9537 メールアドレス：s-shojo-mediacontents@meti.go.jp
上記以外の音楽コンサート、博物館・美術館等	●文化庁 企画調整課 電話：03-6734-4833 メールアドレス：bunkichou@mext.go.jp
スポーツイベント	・参加型スポーツイベント（マラソン大会等） ●スポーツ庁 健康スポーツ課 電話：03-6734-2688 メールアドレス：kensport@mext.go.jp ・観戦型スポーツイベント（プロスポーツの試合等） ●スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当） 電話：03-6734-3943 メールアドレス：sminkan@mext.go.jp
公営競技（競輪、オートレース）	●経済産業省 製造産業局 車両室 電話：03-3501-1694 メールアドレス：sharyo-hokoku@meti.go.jp
公営競技（ボートレース）	●国土交通省 海事局総務課 モーターボート競走監督室 電話：03-5253-8611 メールアドレス：isobe-s2y6@mlit.go.jp tanaka-m2wi@mlit.go.jp
公営競技（競馬）	●農林水産省 生産局 畜産部 競馬監督課 電話：03-3502-5995 メールアドレス：keibakantokuka@maff.go.jp
演劇等、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典	●文化庁 企画調整課 電話：03-6734-4833 メールアドレス：bunkichou@mext.go.jp ●厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課 電話：03-3595-2301 メールアドレス：seiei709@mhlw.go.jp

会議、集会	●文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 電話：03-6734-2974 メールアドレス：kouminkan@mext.go.jp ●観光庁 参事官(MICE)付 電話：03-5253-8938 メールアドレス：hqt-jp-mice@mlit.go.jp ●経済産業省 経済産業政策局 総務課 電話：03-3501-1674 メールアドレス：sansei-guideline@meti.go.jp
展示会	●経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ クールジャパン政策課 電話：03-3501-1750 メールアドレス：tenjikai@meti.go.jp
ライブハウス	●厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課 電話：03-3595-2301 メールアドレス：seiei709@mhlw.go.jp
ナイトクラブ	●警察庁 生活安全局 保安課 電話：03-3581-0141（内線3172） メールアドレス：hoan_kikaku@npa.go.jp
映画館	●厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課 電話：03-3595-2301 メールアドレス：seiei709@mhlw.go.jp